

令和5年度 第10回総会

議 事 録

堺市農業委員会

## 1 開催日時及び場所

日 時 令和5年12月7日(木) 午後1時30分から午後2時15分  
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

## 2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
霜 野 市 和	谷 野 保 博	田 中 宏
北 尻 芳 孝	奥 野 正 作	田 中 正 剛
松 本 智恵子	山 崎 勝 喜	

(3) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

小 林 義 博	光 田 裕 次	数 田 清 文
中 尾 美 昭	高 岡 一 平	塔 本 順 一
松 下 孝 彦	岸 田 勝 夫	田 中 利 幸
岡 所 次 郎	北 條 一 宜	登り山 正 嗣

(4) 欠席委員

井 上 和 夫

## 3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局次長 河 邊 眞佐彦

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

#### 4 付議事項

- 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第52号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第53号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第54号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第44号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第45号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第46号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第47号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

## 5 会議の概要

議長（北尻 芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和5年度第10回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において山崎勝喜委員、田中正剛委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は14名中13名でございます。オンラインにより出席する委員が1名です。また、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第47号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計10件であります。

それではまず、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第38号から第40号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第38号は、申請地が中区辻之で市街化調整区域内にあり、周辺は住宅及び道路に囲まれており地目は田1筆、面積は261平方メートルで現在果樹の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第39号は、申請地が北区野遠町で市街化調整区域内にあり、周辺は田及び住宅に囲まれており、地目は田1筆、面積は965平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第40号は、申請地が中区辻之で市街化調整区域内にあり、周辺は田、農道及び原野に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,411平方メートルで現在保全管理中、野菜及び果樹の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上3件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第7号をご説明いたします。

受付番号第7号は、自己転用するものです。申請人は南区稲葉2丁に居住する農業者で、申請地は南区稲葉3丁の畑1筆、面積は285平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は近隣で自動車修理及び販売業を営む法人から、業務拡大により車両置場が不足し、緊急に必要な旨の要望があったため、本申請地を露天車両置場と

して使用するものです。

申請は令和5年11月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透及び東西の自己所有地に排水する計画です。周囲には北側にブロック2段積する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第16号から第19号をご説明いたします。

まず、受付番号第16号は、使用貸借による権利を設定し転用するものです。被設定人は中区深井畑山町に居住する会社員兼農業者で、申請地は中区深井畑山町の畑2筆、面積は合計423平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は現在の住居が子供の成長により手狭と

なったため、父から申請地を借り受け、農家住宅を建築するものです。

被設定人の年間耕作日数は110日、市街化調整区域内の耕作面積は1,511平方メートルです。

申請は令和5年11月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については新設の汚水桝から南側の汚水本館に接続、雨水については新設の雨水桝から北側へ放流する計画です。周囲には擁壁、コンクリートブロック及びフェンスを設置いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第17号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府柏原市安堂町で建設業を営む法人で、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は262平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している事業所敷地内の資材置場が手狭となり業務に支障をきたしていることから、工事現場にも近く利便性の高い本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年11月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字溝を設置し東側市道の側溝へ放流する計画です。周囲にはフェンス等は設置いたしません、特に支障はないものと判断しております。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第18号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府柏原市安堂町で建設業を営む法人で、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は311平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している事業所敷地内の資材置場が手狭となり業務に支障をきたしていることから、工事現場にも近く利便性の高い本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年11月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字溝を設置し東側市道の側溝へ放流する計画です。周囲にはフェンス等は設置いたしません、特に支障はないものと判断しております。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第19号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府大阪狭山市池尻自由丘1丁目に居住する個人で、申請地は南区岩室の畑2筆、面積は合計532平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、建設業を営む法人の役員となる予定の譲受人が、同法人の大阪営業所を新設し事業拡大するにあたり、緊急に資材置場が必要となったため、営業所に近く利便性の高い本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年11月24日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透により排水する計画です。大雨時の対策としては隣接農地との境界にブロックを2段設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。



続きまして、議案第52号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第52号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第13号と第14号をご説明いたします。

まず、受付番号第13号は、申請人が西区鳳西町3丁に居住する農業者で、申請地は西区鳳西町3丁の田1筆、面積は836平方メートルのうち537.06平方メートル、現在保全管理中の状態です。

次に、受付番号第14号は、申請人が堺区高砂町2丁に居住する方で、申請地は南区豊田の田2筆、面積は合計865平方メートル、現在稲刈り後の状態で、特定貸し付けによるものです。

以上2件につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第53号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

ただし、受付番号第11号、につきましては中尾美昭委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第53号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第12号から第18号をご説明いたします。

まず、受付番号第12号は、相続人が中区東山に居住する農業者で、申請地は中区東山の畑1筆、面積は1,923平方メートルのうち1692.71平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第13号は、相続人が東区高松に居住する農業者で、申請地は東区日置荘田中町、東区高松、南区稲葉3丁の田畑5筆、面積は合計4,640平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第14号は、相続人が東区日置荘原寺町に居住する農業者で、申請地は東区丈六の田1筆、面積は723平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第15号は、相続人が東区日置荘田中町に居住する農業者で、申請地は、東区日置荘田中町の田畑10筆、面積は合計6,631.1平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第16号は、相続人が美原区南余部に居住する農業者で、申請地は美原区南余部の田1筆、面積は1,269平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第17号は、相続人が美原区南余部に居住する農業者で、申請地は美原区南余部の田2筆、面積は合計842.2平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第18号は、相続人が大阪市大正区泉尾2丁目に居住する農業者で、申請地は美原区南余部の田1筆、面積は488.5平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第53号の受付番号第11号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、中尾美昭委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第53号の「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」の受付番号第11号をご説明いたします。

受付番号第11号は、相続人が美原区南余部に居住する農業者で、申請地は美原区南余部の田3筆、面積は各筆の持分3分の1で合計583.66平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、中尾美昭委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

ただし、受付番号第67号、第70号から第73号につきましては光田裕次委員、及び私に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第59号から第66号、第68号、第69号及び第74号をご説明いたします。

まず、受付番号第59号は、申請地は南区檜尾の畑1筆、面積は744平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第60号は、申請地は南区豊田の田1筆、面積は1,209平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第61号は、申請地は東区北野田の田2筆、面積は合計1,259平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は4年です。

次に、受付番号第62号は、申請地は東区石原町1丁の田2筆、面積は合計1,103平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第63号は、申請地は美原区菅生の田1筆、面積は1,015平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第64号は、申請地は南区豊田の田1筆、面積は1,497平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第65号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は1,256平方メートルで、現在果樹の状態です。再設定で使用貸借

による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第66号は、申請地は南区片蔵の田1筆、面積は628平方メートルのうち300平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第68号は、申請地は中区深井畑山町の畑1筆、面積は1,216平方メートルで、現在うね・野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第69号は、申請地は美原区黒山の田1筆、面積は975平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第74号は、申請地は西区太平寺の田2筆、面積は合計946.07平方メートルで、現在ハウス・果樹の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第54号の受付番号第67号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、光田裕次委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」の受付番号第67号をご説明いたします。

受付番号第67号は、申請地は東区草尾の畑1筆、面積は833平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、光田裕次委員の退席をときます。

(入室・着席後)

議長 続きまして、議案第54号の受付番号第70号から第73号をご審議いただきます。本件につきましては、議長である私に関する事項につき、審議に先立ち、本件について辻千太郎会長代理を議長に任命することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件について辻千太郎会長代理を議長に任命いたします。

(会長と会長代理が交代)

議長 それでは、議長を任命されましたので、議事進行を務めさせていただきます。

本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、北尻芳孝委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」の受付番号第70号から第73号をご説明いたします。

まず、受付番号第70号は、申請地は南区豊田の田1筆、面積は1,074平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第71号は、申請地は南区豊田の田1筆、面積は1,120平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第72号は、申請地は南区豊田の田3筆、面積は合計1,496平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第73号は、申請地は南区豊田の田1筆、面積は545平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、北尻芳孝委員の退席をときます。

(入室・着席後)

議長 それでは、審議が終わりましたので、議長を北尻芳孝会長と交代いたします。

(会長と会長代理が交代)

議長 続きまして、報告第44号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第47号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第44号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第47号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括してご説明いたします。

まず、報告第44号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は9件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第45号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第46号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。まず、受付番号第18号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第19号は申出者が子で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第20号は申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り



申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第47号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。まず、受付番号第44号は、申請地が南区大庭寺の田1筆、面積は200平方メートル、現況は露天駐車場、経過年数は15年以上、次に受付番号第45号は、申請地が北区中村町の田1筆、面積は250平方メートル、現況は住居、経過年数は55年以上、次に受付番号第46号は、申請地が中区福田の畑2筆、面積は合計1,758平方メートル、現況は駐車場・資材置場、経過年数は15年以上、次に受付番号第47号は、申請地が南区野々井の田2筆、面積は合計436平方メートル、現況は作業場・資材置場、経過年数は35年以上でした。以上、4件につきまして、全て非農地である旨の報告を、いずれも総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和5年度第10回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

## 採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第49号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第50号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第51号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第52号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第53号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第54号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第44号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第45号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第46号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第47号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会長 北原芳彦

委員 山崎勝喜

委員 田中正剛